

アイドリング・ストップ

埼玉県の条例により

駐停車中のアイドリングは
禁止されています。

駐停車中はエンジンを止めてください。



20台以上収容又は面積500㎡以上の
駐車場の設置者や管理者は、
看板等によりアイドリング・ストップを
周知する義務があるんだよね。



- 買い物などに出かけて駐車するとき。
- 車で人待ちするとき。
- 荷物の積卸しをするとき。
- バス、タクシーが客待ちをするとき。
- 車中で休憩するとき。



こんなときは

**アイドリング・
ストップ**

アイドリング・ストップとは、自動車の駐停車時にエンジンを止めることをいいます。



©埼玉県2005



彩の国
埼玉県

アイドリング・ストップは環境に優しくてもお得！

アイドリング・ストップには

- 窒素酸化物 (NO_x)、浮遊粒子状物質 (SPM) による大気汚染の防止
- 二酸化炭素 (CO₂) による地球温暖化の防止

などの効果があります。

1日10分間アイドリングをやめれば！



●例えば、埼玉県内の全ての四輪自動車(全てガソリン車とみなします。)が、毎日10分間のアイドリング・ストップを行えば、1年間ではドラム缶約93万本分の燃料が節約され、二酸化炭素が約12万トン削減できます。

●燃料費も、ガソリン乗用車では年間約6,300円[ガソリン約51ℓ]、大型ディーゼル車では約11,000円[軽油約95ℓ]もお得です。

※ガソリンは1ℓ124円、軽油は1ℓ117円で計算しています。

資料：環境省

Q アイドリング・ストップを繰り返してバッテリーは大丈夫？

A 自動車のバッテリーの性能はよくなっているので、荷物の積卸しや人待ち・客待ちのときなどに、エンジンを停止する程度であれば問題はありません。

Q 暖機運転もいけないの？

A 車両の損耗を防止するための最低限の暖機運転は対象外です。
なお、現行の車では、暖機運転はそれ程必要ではないとされており、発進して少しの間ゆっくり走ることの方が車両には優しいとされています。

Q アイドリングが例外として認められる場合は？

- 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
- 交通の混雑その他交通の状況により停止する場合
- 人を乗せ、又は降ろすために停車する場合
- 貨物自動車の冷蔵装置などの動力としてエンジンを使用する場合
- 緊急自動車が緊急用務のために使用されている場合
- その他やむを得ないと認められる場合(急病人に対する措置など)

お問合せ先

川口市環境部環境保全課 〒332-0001 川口市朝日4-21-33 リサイクルプラザ4階
TEL 048-228-5389 E-mail 090.05000@city.kawaguchi.saitama.jp